登録更新マニュアル

(引取業者・フロン類回収業者・解体業者・破砕業者)

自動車リサイクル法における引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業の自治体登録・ 許可は、5年毎に更新が必要です。

事業を継続する場合は、自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムで の登録更新も必要となります。

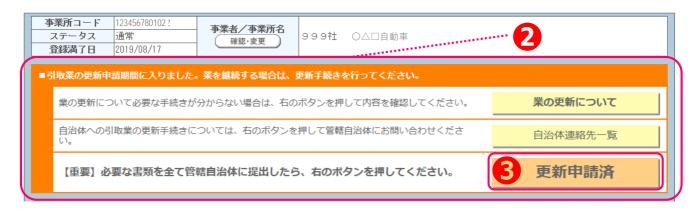
以下1.~2.の手順でシステムの更新を行ってください。

- 1. 満了日が近づくと、電子マニフェストシステムのメニュー選択画面に「更新申請期間が近づいています。」というメッセージが表示されます。
 - ❶のメッセージが表示されたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請をしてください。 自治体への 更新申請をせず、満了日を過ぎてしまうと、登録が失効してしまします。
 - ※ ①のメッセージは、引取・フロン類回収工程は、満了日の3ヵ月前から2ヵ月前まで 解体・破砕工程は、満了日の5ヵ月前から3ヵ月前まで表示されます。

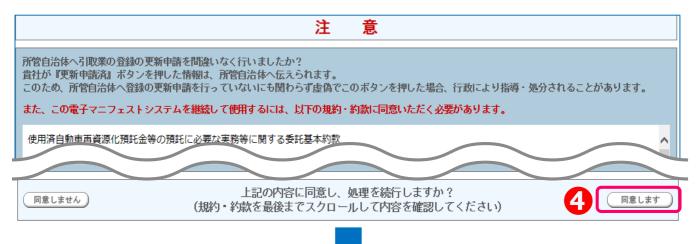
引取工程 > メニュー選択 (JPRS1000)



2. 満了日の2ヵ月以内(解体・破砕は3ヵ月以内)になると、メッセージは②に変わります。 更新申請をした場合は、③の「更新申請済」ボタンをクリックしてください。



規約・約款を確認するメッセージが表示されるので、規約・約款を最後までスクロールし、
の「同意します」をクリックします。



「更新申請済ボタンを押したことを確認しました。」のメッセージが表示されます。



注意

1)複数工程の更新

自治体へ複数工程(引取・フロン・解体・破砕)更新申請した場合、システム登録も工程ごとに更新する必要があります。

2)複数事業所の更新

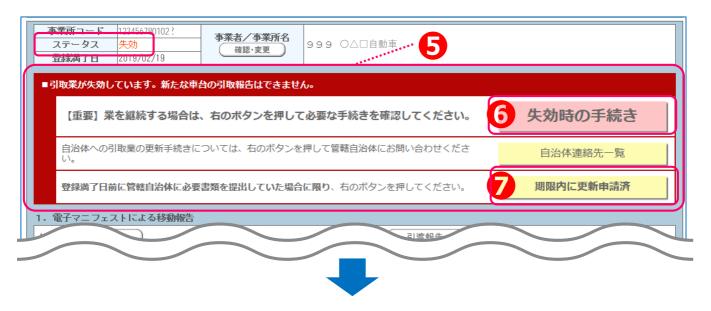
同じ自治体管内に複数の事業所がある場合、一つの事業所で更新申請が完了すれば、管内全ての事業所のシステム更新申請が完了します。

所管自治体が異なる場合、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。

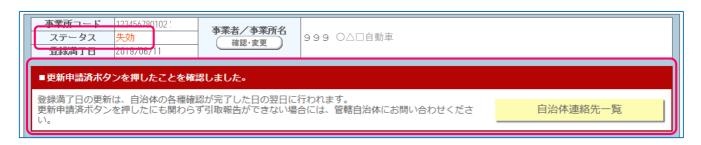


3. 満了日を過ぎてしまうと、メッセージは **⑤**に変わり、ステータス欄に「**失効**」が表示されます。 新たな車台の引取報告はできませんので、画面の指示に従って **⑥**「失効時の手続き」を確認してく ださい。

満了日前に所管自治体に更新の申請をした場合は、 「期限内に更新申請済」を押してください。



「更新申請済ボタンを押したことを確認しました。」のメッセージが表示されます。



4. ステータス欄が「**廃業**」と表示されている場合は、自治体および電子マニフェストシステムに「**新規登** 録」を行う必要があります。

所管の自治体に登録・許可申請を行ったのち、電子マニフェストシステムへ登録をしてください。

